

## システム等共同調達専門部会会則

### (目的)

第1条 市町村の共同によるシステム等の調達を促進することで、市町村の財政的・事務的負担を軽減し、もって行政サービスの質の向上を図るため、宮城県電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）規約第8条第1項の規定により、協議会内にシステム等共同調達専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (調査検討事項)

第2条 部会は、システム等の共同調達を促進するため、次により調査検討を行う。

- (1) システム等の共同調達に係る会員間の情報共有に関すること。
- (2) システム等の調達仕様及び予定価格の決定並びに入札の実施等に関すること。
- (3) その他システム等の共同調達の促進に関すること。

### (会員、役員)

第3条 部会の会員は、部会への参加を希望する協議会の会員で構成するものとする。

- 2 部会に部会長1名及び副部会長2名を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会の構成員（以下「会員」という。）の互選によって定める。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その会議を主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

### (オブザーバー)

第4条 部会へのオブザーバー参加は、部会運営上支障がある場合を除き、認めるものとする。

- 2 オブザーバーは、部会の会議において意見を述べることができる。

### (負担金)

第5条 部会の運営にかかる負担金については、不要とする。

- 2 調査研究上、必要な費用の負担については、別途協議する。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、宮城県企画部デジタルみやぎ推進課において処理する。

### (その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則  
この会則は、令和7年4月1日から施行する。